

第88号議案 令和3年度長崎市一般会計補正予算（第10号）

目次

ページ

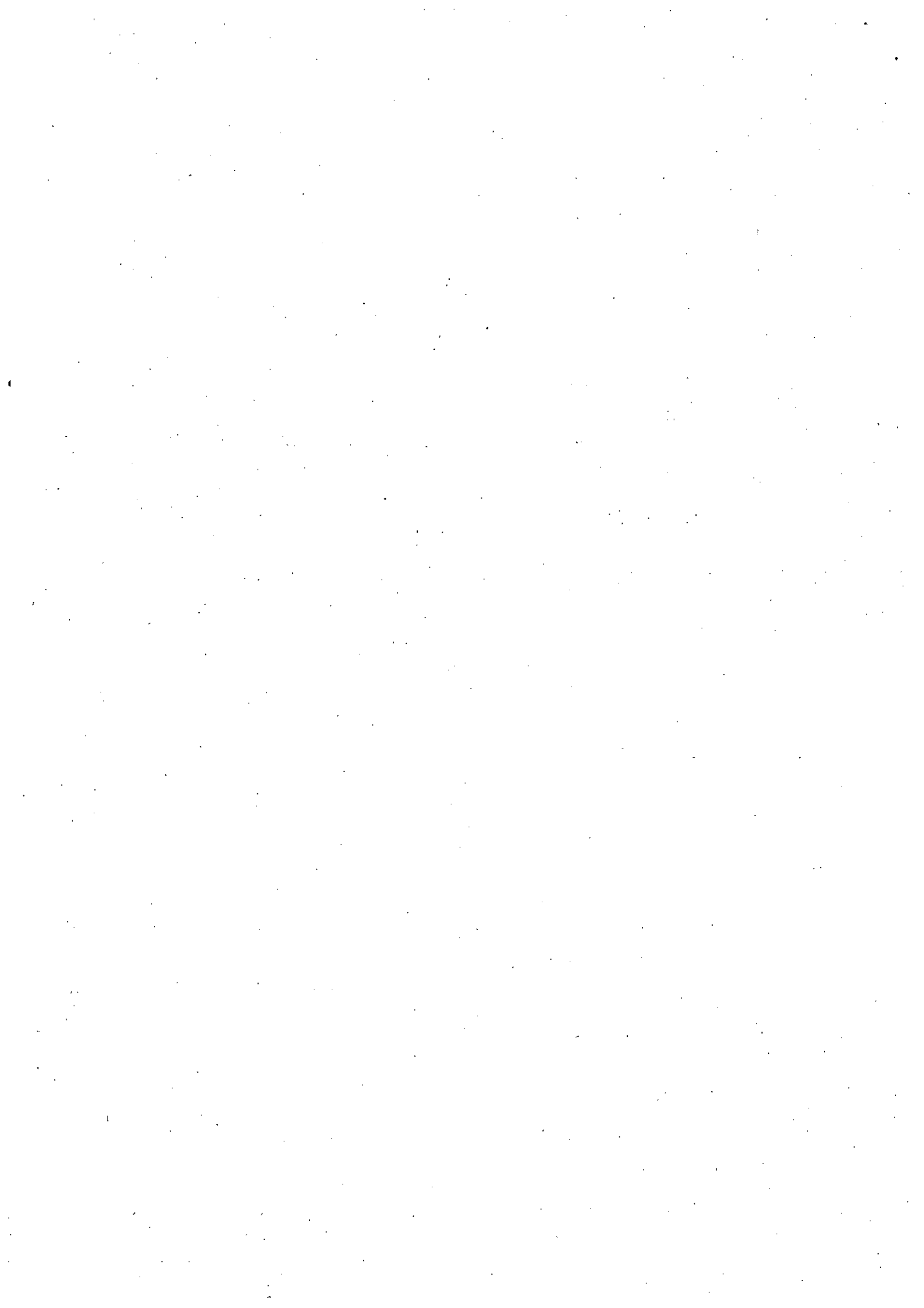
1 社会福祉総務費（3.1.1）

新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金給付事業費

…………… 1～5

中央総合事務所

令和3年6月



予 算 説 明 書					事 業 名	補 正 額
ページ	款	項	目	番号		
12~13	3 民生費	1 社会福祉費	1 社会福祉 総務費	1-1	新型コロナウイルス感 染症生活困窮者自立 支援金給付事業費	千円 158,727

1 概 要

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化していることに伴い、国においては生活に困窮する世帯に対して緊急小口資金等の特例貸付などによる支援を行ってきた。一方で、困窮世帯のなかには、すでに貸付限度額に達している世帯や社会福祉協議会からの再貸付を不承認とされた事例もあることから、このような世帯に対して就労による自立を図るため、または、それが困難な場合には円滑に生活保護の受給へつなげるために、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金(以下「自立支援金」という。)を支給するもの。

なお、当該事業については、事務を効率的かつ迅速に実施する必要があることから緊急小口資金等の特例貸付制度について熟知しており、類似する住居確保給付金等の事務を行う長崎市社会福祉協議会に委託して実施する。

2 事業内容

自立支援金は、以下の(1)から(5)のすべてを満たす者に対して支給する。

(1) 支給対象者	次のいずれかに該当する者であること。 (ア) 総合支援資金の再貸付を借り終わった世帯。 (イ) 総合支援資金の再貸付が令和3年8月までに借り終わる世帯。 (ウ) 総合支援資金の再貸付が不承認となった世帯。
(2) 生計維持要件	申請日の属する月において、その属する世帯の生計を主として維持している者であること。
(3) 収入要件	申請日の属する月における申請者及び当該申請者と同一の世帯に属する者の収入を合算した額が市民税均等割額の非課税となる収入額の1/12の額(以下「基準額」という。)及び生活保護法に基づく住宅扶助基準額を合算した額以下であること。 【参考】単身世帯：117,000円(非課税収入月額81,000円 + 住宅扶助基準額36,000円) 2人世帯：166,000円(非課税収入月額123,000円 + 住宅扶助基準額43,000円) 3人世帯：204,000円(非課税収入月額157,000円 + 住宅扶助基準額47,000円)
(4) 資産要件	申請日における申請者及び当該申請者と同一の世帯に属する者の所有する金融資産の合計額が基準額の6か月分以下であること。(ただし100万円以下)
(5) 求職活動等要件	次のいずれかに該当する者であること。 (ア) ハローワーク等での求職活動を行うこと。 (イ) 生活保護の申請を行っていること。

3 支給額及び支給期間

支給額	単身世帯：月6万円、2人世帯：月8万円、3人世帯以上：月10万円
支給期間	令和3年7月以降の最大3か月（申請受付は令和3年8月末まで）
備考	住居確保給付金、ひとり親世帯臨時特別給付金及び低所得子育て世帯生活支援特別給付金との併給は可能

4 補正額

区分	予算額(千円)	内 訳
扶助費	156,000	【対象世帯】650世帯 @ 60,000円×3月×250世帯 = 45,000,000円 @ 80,000円×3月×150世帯 = 36,000,000円 @100,000円×3月×250世帯 = 75,000,000円 合計 156,000,000円
委託費	2,290	【受付事務委託費】令和3年6月下旬～9月（予定） 自立支援金受付事務（3名配置予定）
人件費	437	【会計年度任用職員】 1名分 令和3年7月～9月（3か月）
計	158,727	

5 財源内訳

事業費	財 源 内 訳				
	国庫支出金※1	県支出金	地方債	その他※2	一般財源
千円	千円	千円	千円	千円	千円
158,727	158,726	-	-	1	-

※1 新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金：10/10

※2 雇用保険料個人負担金

【参考】

1 緊急小口資金及び総合支援資金の制度について

(1) 緊急小口資金

項目	本 則	特例措置 (申請期限は令和3年8月末まで)
貸付対象者	緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする低所得世帯等	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯
貸付上限	10万円以内	①学校等の休業に伴う収入減少、個人事業主等(※)の特例の場合、20万円以内 ②その他の場合、10万円以内
据置期間	2月以内	1年以内 令和4年3月末以前に償還時期が到来する予定の貸付に関しては、令和4年3月末まで延長。
償還期限	12月以内	2年以内

※ 世帯員の中に個人事業主等がいること等のため、収入減少により生活に要する費用が不足するとき

(2) 総合支援資金

項目	本 則	特例措置 (申請期限は令和3年8月末まで)
貸付対象者	低所得世帯であって、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯
貸付上限	(2人以上) 月20万円×3月以内 =60万円以内 (単身) 月15万円×3月以内 =45万円以内	同 左 (延長・再貸付あり) 延長申請は令和3年6月末までが期限。
据置期間	6月以内	1年以内 令和4年3月末以前に償還時期が到来する予定の貸付に関しては、令和4年3月末まで延長。
償還期限	10年以内	10年以内

償還免除について

(1)(2)の貸付対象者で償還時において、住民税非課税世帯の場合は償還を免除することができる。

【以下の資金の種類ごとに判定し免除】

- ①緊急小口資金・・・・・・・・・・令和3年度又は令和4年度の住民税非課税
- ②総合支援資金(初回貸付分)・・・・令和3年度又は令和4年度の住民税非課税
- ③総合支援資金(延長貸付分)・・・・令和5年度の住民税非課税
- ④総合支援資金(再貸付分)・・・・令和6年度の住民税非課税

2 自立支援金の対象者の考え方

自立支援金までの流れ

項目	要件	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階
第1段階 緊急小口資金	学校等の休業、 個人事業主等の 特例の場合	20万円以内			
	その他の場合	10万円以内			
第2段階 総合支援資金（初回）	2人以上世帯		月20万円×3月以内		
	単身世帯		月15万円×3月以内		
第3段階 総合支援資金（延長）	2人以上世帯			月20万円×3月以内	
	単身世帯			月15万円×3月以内	
第4段階 ※ 総合支援資金（再貸付）	2人以上世帯				月20万円×3月以内
	単身世帯				月15万円×3月以内
新型コロナウイルス感 染症生活困窮者自立支 援金	3人以上世帯				月10万円×3月以内
	2人世帯				月8万円×3月以内
	単身世帯				月6万円×3月以内

※ 今回の自立支援金は、原則として令和3年5月末までに（第4段階）の総合支援資金（再貸付）の申請まで至った世帯が対象。

3 対象者への周知方法

①6月下旬 随時受付開始

- ・支給対象者への申請書等の発送
- ・長崎市及び社会福祉協議会のホームページへの掲載

②8月31日 申請締切

4 緊急小口資金及び総合支援資金の特例貸付に係る貸付の状況

(令和2年3月25日～令和3年5月末)

	緊急小口資金			総合支援資金 (延長・再貸付を含む)			合 計		
	相談 (件)	貸付 (件)	金額 (千円)	相談 (件)	貸付 (件)	金額 (千円)	相談 (件)	貸付 (件)	金額 (千円)
長崎市	5,741	3,779	716,610	4,026	4,077	2,146,100	9,767	7,856	2,862,710
長崎県	16,101	8,657	1,641,566	11,841	8,684	4,626,383	27,942	17,341	6,267,949

(長崎県社会福祉協議会調べ)